

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「ORIGAMI×かみのかわ」未来シナリオ地域再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県河内郡上三川町

3 地域再生計画の区域

栃木県河内郡上三川町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本町の中心市街地には、少なくとも800年以上の歴史があり日本一の平和の剣が奉納されている白鷺神社、国の有形文化財となっている生沼邸宅、350年に渡り繁栄した上三川城の跡地を利用した城址公園など歴史のある建造物が徒歩圏内に点在している。しかし、それらを紐づけて相乗効果を生むような事業がなく、地域資源を有効活用できていない実態があった。RESASによる目的地分析結果（休日）を見ると、検索件数の上位には日産自動車、白鷺神社、蓼沼親水公園が並ぶ。これらの資源と、点在するその他の地域資源を結び付けがなされていないため、観光客の誘致する力が弱く、観光客の滞在時間が短い。実際にこの中心市街地には昔ながらの商店街もあるが、人通りはまばらであり活気は見られず、閉店する店舗も後を絶たない状況が続いている。

更に、人口減少や少子高齢化の問題もある。国立社会保障・人口問題研究所が発表した人口推計によると、2010年に31,621人に到達した人口は2045年には23,945人まで減少する見込みとなっている。特に65歳以上の人口割合は、2010年の17%から38%にまで増加する見込みとなっており、急速な少子高齢化が進むと予測されている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

上三川町は昭和20年代後半から世界で活躍し、「現代折り紙の父」とされるほど高く評価された故吉澤章氏の出身地である。

日本の折り紙が「ORIGAMI」として世界に認知される発端となったのは、昭和30年にオランダ・アムステルダム市立美術館において開かれた当氏の個展である。1枚の紙から作られたその画期的な美術造形物は世界から注目を浴び、日本語の「折り紙」がそのまま「ORIGAMI」として広まった。

2005年3月に当氏が亡くなった際には、アメリカ・ニューヨークタイムズ紙が「半世紀以上にわたって世界でもっとも有名な折り紙芸術家だった」と報じるなど、その功績は国内外で高い評価を受けている。そんな吉澤章氏は生前自身の折り紙の原点は、幼き日々を過ごした上三川町にあると語っている。

そんな世界的折り紙作家の原点となった約100年前の上三川町の風景を題材として取り上げ、吉澤章氏のストーリーを展開することで、新たな観光資源を創出する。この事業を立ち上げる際には、当氏が設立した国際折り紙研究会や地元商店街との連携を図ることで地域に事業を根付かせるほか、折り紙に関心のある団体にも協力を呼び掛けること等により、関係人口を増加させる。

本町には中心市街地に城址公園や日本一の大きさを誇る剣を祭る神社等が点在しており、このような地域資源を吉澤章ストーリーによって紐づけることで、歩いて散策できる回遊ルートができ観光客の滞在時間の増加が期待できる。これにより、観光客の地元消費の機会が増えることから「人の流れを生み、稼ぐまち」を実現することができる。

「吉澤章の出身地」というブランドは、他の自治体にはない強みであり、また「ORIGAMIのまちづくり」は、近隣市町と競合するものはない。この利点を最大限に活かすことで、人口減少・少子高齢化が進展する時代においても、賑わいを創出し、発展し続けるまちを形成していくことを将来像に置く。

【数値目標】

KPI	事業開始前 (現時点)	2021年度増加分 1年目	2022年度増加分 2年目
観光客入込数(人)	83,215	2,000	5,000
東京圏からの転入者数(人)	201	5	5

上三川町の認知度（東京圏）（％）	17	1	1
滞在人口率（5月の休日14時） （倍）	1.04	0.00	0.02

2023年度増加分 3年目	K P I 増加分 の累計
10,000	17,000
5	15
1	3
0.04	0.06

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

「ORIGAMI×かみのかわ」未来シナリオ 世界的折り紙作家 吉澤章が見た風景 ～100年前の上三川を巡る～

③ 事業の内容

世界的な創作折り紙の第一人者で、日本文化の折り紙を「ORIGAMI」として世界に広めた「吉澤章氏の創作折り紙」を柱にすることで、点在していた町内の観光資源が一本の紐で結び付く。吉澤章氏は自身の創作折り紙の原点は「幼き日を過ごした上三川にある」と言っている。吉澤章氏の幼少期に存在していた現存する地域資源を、地元商店街を通りながら歩いて散策する回遊ルートの整備し、それを対外的にPRすることで、人の流れを上三川につくる。この回遊ルートの整備にあたっては、歩きたくなるまちづ

くりとしての中心市街地の活性化策や地元商店街との連携等を図り、地域に根付いた事業としていく。

今回は、そのスタートアップとして、ORIGAMINO まち上三川としての機運の醸成、ORIGAMI のまちを創っていくための仕組みづくり、対外的な情報発信を中心に事業を展開する。観光資源をより効果的に発信するために、吉澤章氏が創設した国際折り紙研究会をはじめ各種折り紙関係団体との連携や全国の有名進学高校等でクラブや同好会として活動している学生との連携を図り、関係人口を創出し全国的な展開を行う。

また、町民を含む町全体で ORIGAMI を観光資源として作り上げていく中で、地域の愛着の醸成し、地域の連帯感から生まれる生活しやすい環境や、観光資源として稼げる仕組みの構築により、ORIGAMI を通じて向上した認知度を活かし、移住定住 PR の取組みに繋げ、移住定住者の増加を図る。

①上三川町が持つ他市町にない優位性である世界的折り紙作家である吉澤章氏を活かした観光資源としての環境整備

②上三川町全体を巻き込んだ ORIGAMI のまち～かみのかわ～としての環境整備

③ORIGAMI による魅力を活かした移住定住促進

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

独自性を活かすことで、他自体と競合せず、他自治体と連携しながらの事業展開が図れる。また、「ORIGAMI」は芸術的な側面を持ち、観光資源としても活用が図ることができる。特に故吉澤章氏は世界的な創作折り紙作家であり、観光資源として磨きあげ、整備することで国内だけではなく、国外からの誘客を見込むことができる。

【官民協働】

折り紙イベントに町内事業者が稼げる体制を整備する。また、町内事業者とタイアップした事業展開を図る。これにより、地域に折り紙を根付かせ「ORIGAMI」を官民連携ツールとして活用できるようになる。

【地域間連携】

「ORIGAMI」は町独自の資源であることから、競合の可能性は低く、自

立性のポイントにも記載したとおり、国内外からの誘客が見込むことが出来るが、上三川町には宿泊施設の規模が小さく、観光客が宿泊出来ないという課題がある。そこで、隣接する宇都宮市、下野市、真岡市まで車で10分圏内でいけるという、本町の公共交通環境の利便性を活かし、隣接市が有する多くの宿泊施設を活用することにより、隣接市への観光にも繋げることができる。また、隣接市から ORIGAMI を始めとした本町の観光資源への流入も期待することができ、エリアとしての観光消費の拡大が図れる。

【政策間連携】

折り紙観光にあわせて、町の特産物や6次産業化品である「上三川ブランド」のPRや、観光客の増加に伴う、地元飲食店の活性化、新たな雇用の創出を図ることができる。また、観光資源としての磨き上げの過程で芸術としての折り紙の価値の地域への浸透や、折り紙を通じた生きがいづくりを通して、郷土への愛着の醸成し、定住促進を図り、東京圏への転出超過の抑制に繋げていく。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。
- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

まちづくりの推進に関わる各種計画である、総合計画に基づく実施計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、行政改革大綱に基づく各事業について外部評価委員会を開催し、評価を行う。毎年8月に、KPIに基づく評価をすることで、効果的な検証を行なう。その評価結果を踏まえ、次年度の新たな目標とそれを達成するための方法を考えることにより適切なPDCAサイクルを実施する。

【外部組織の参画者】

上三川町議会議員、学識経験者、自治会連絡協議会代表者、上三川町商工会代表者、宇都宮農業協同組合代表者、町民公募委員、町内金融機関代表者で評価を行い、検証結果を取りまとめる。

【検証結果の公表の方法】

広報紙、ホームページ等で公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 42,848 千円

⑧ 事業実施期間

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業

2021年4月1日から2024年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。